

別表

低入札価格調査における失格判断基準

項目	主な内容
1 工事成績点の平均点の規定を満足しない場合	<p>対象工事と同一業種における「企業の過去5年間の県工事成績の平均点」が、対象工事と同一業種における「全企業の過去5年間の宮崎県発注工事の成績の平均点」を下回る場合又は対象工事と同一業種における企業の過去5年間の県工事成績点がない場合（特定建設工事共同企業体においては、当該企業を構成員として含む場合）</p> <p>①過去5年間とは、前年度から起算して5か年度前までの期間をいう（当該年度は含まない。）。ただし、公告日が4月又は5月に属する場合は、前々年度から起算して5か年度前までの期間をいう（前年度は含まない。）。</p> <p>②同一業種における「業種」とは、入札参加資格で設定する「建設工事の種類」をいう。</p> <p>③県の工事成績は、宮崎県（企業局、教育庁、警察本部等を含む。）が発注した工事のうち同一業種で、①に示す期間に完成した工事に係る工事評定点により算出する。</p>
2 調査書類の全部又は一部の提出がない場合	<p>①調査書類が提出期限までに発注機関に提出されない場合</p> <p>②調査書類が不足している場合</p>
3 調査に協力しない場合	<p>①追加書類の提出要求に応じない場合</p> <p>②事情聴取に応じない場合</p>
4 設計仕様等に適合しない場合	<p>①設計図書等の工法、設計数量及び施工条件を満足していない場合</p> <p>②材料・製品の設計仕様に適合した品質・規格を満足していない場合</p>
5 積算内容が適正でない場合	<p>①算出根拠が明確でない場合</p> <p>②金額が一括計上されており内訳が不明な場合</p> <p>③下請見積額を下回る積算額が計上されている場合</p> <p>④下請見積書等の工事内容（規模、工法、数量等）が不明確な場合</p> <p>⑤資材購入に係る見積額を下回る積算額が計上されている場合</p> <p>⑥手持資材の確認ができない場合</p> <p>⑦自社機械の所属等が確認できない場合</p> <p>⑧監理技術者等の人件費、保険料等の必要な経費が計上されていない場合</p> <p>⑨下請予定業者、資材購入予定業者、機材借り上げ予定業者等からの聴き取りにより、不当であることが確認された場合</p> <p>⑩積算内訳書の違算がある場合</p> <p>⑪使用予定機械の施工能力以上の日当たり施工量で積算している場合</p> <p>⑫現場条件等を考慮していない使用予定機械で積算している場合</p>
6 建設副産物の処理が適正でない場合	<p>①建設副産物の搬出予定地や処理体制等が設計仕様書等に合致していない場合</p> <p>②建設副産物について適正な処理費用が計上されていない場合</p>
7 法令違反や契約上の基本事項違反等があると認められる場合	<p>①監理技術者等が重複専任になる場合など工事施工に関して、建設業法違反の恐れのある場合</p> <p>②宮崎県が定める各種要領及び仕様書に従っていない場合</p> <p>③その他、法令違反や契約上の基本事項違反等がある場合</p>
8 安全管理体制が十分確保できずための安全費等が適正に計上されていない場合	<p>①設計図書で計上された交通誘導員に係る費用が計上されていない場合</p> <p>②設計図書で示された交通誘導員の配置計画と異なる場合に、その積算根拠が明確でない場合</p>
9 1～7のほか適正な工事の履行がされない恐れがあると認められる場合	<p>①低入札価格調査審査マニュアルに定める審査事項を満足していない場合</p> <p>②その他、適正な工事の履行がなされない恐れがあると認められる場合</p>